

東日本大震災以後の備忘録ないしは切り抜き帳(その63)

[2017年9月19日(火)]

○今朝の東京新聞社説は『安保法成立2年 越えてはならぬ一線』と題する以下の論説であった。「違憲と指摘された安全保障関連法成立から2年。地域情勢はむしろ緊迫化し、日本に忍び寄るのは敵基地攻撃能力の保有と核武装という「誘惑」だ。「平素からいざというときの備えをしっかりとつくり、隙のない体制を整えることが紛争を未然に防止する抑止力を高める。日本が攻撃を受ける国民全体のリスクを減少させることにつながる」2015年9月19日未明、議場に「憲法違反だ」との掛け声が響く中、成立した安保法。歴代内閣が違憲としてきた「集団的自衛権の行使」を一転、可能にした安倍晋三首相が法案審議で強調し続けたのが、日米同盟の強化によって抑止力を高めることだった。◆日本のリスク減少せず しかし、日本を取り巻くアジア・太平洋地域の情勢はどうか。例えば、北朝鮮。安保法成立前の1年間に2発だった弾道ミサイル発射は、成立後の2年間で39発に上る。成立前の1年間に行われなかった核実験は成立後2年間で3回に達する、北朝鮮は日本への核攻撃を公言し、8月29日と今月15日には弾道ミサイルが日本上空を通過した。中国公船などによる沖縄県・尖閣諸島周辺の日本領海への侵入も成立前の14年9月から15年8月の1年間は98隻だったが、15年9月から16年8月が104隻、16年9月から17年8月は121隻と増加傾向にある。航空自衛隊機による緊急発進回数も成立前の14年10月から15年9月までの1年間は753回だったが、成立後の1年間で1,124回に上る。その後もペースは落ちず、中国機に対するものは過去最多を更新し続けている。各種統計を読み解くと、安保法成立で抑止力が高まり、「日本国民全体のリスク」が減少したとはとても受け止められない状況だ。◆敵基地攻撃と核武装論 そうした情勢を受けて浮上しているのが、敵のミサイル基地などを直接攻撃する能力を自衛隊に持たせる「敵基地攻撃能力の保有」と、日本の核武装論である。政府はこれまで、ほかに防御する方法がないと認められる場合に限り、敵のミサイル基地などを攻撃することは自衛の範囲に含まれるが、平生から他国を攻撃するような兵器を持つことは憲法の趣旨ではないとしてきた。しかし、自民党安全保障調査会は今年3月、敵基地攻撃能力の保有を含む提言を政府に提出した。首相は「現時点で具体的な検討を行う予定はない」としているが、防衛相に就いた小野寺五典氏は提言検討チームの座長であり、保有には前向きな姿勢を示す。一方の核武装論。9月3日の北朝鮮の核実験を受け、自民党の石破茂元幹事長は「米国の核で守ってもらうと言いながら、日本国内に置かないというのは議論として本当に正しいのか」と述べた。日本自身が核兵器を保有すべきだとの意見はこれまでもあった。石破氏の意見は日本自身の保有ではなく、米国が保有する核兵器の日本配備を促すものだが、核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」という非核三原則の破棄を、政府に迫るものである。石破氏の発言に対し、菅義偉官房長官が直ちに「これまでも非核三原則見直しを議論しておらず、今後も議論は考えていない」と否定したのは当然だろう。「我が国は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきた」「こうした我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これを確固たるものにしなければならない」これは安倍内閣が定めた「国家安全保障の基本理念」である。憲法9条に基づく平和主義は、国内外に多大な犠牲を強いた先の戦争の反省に基づく国際的な誓いであり、戦後日本の繁栄を築き、これからも国家運営の指針となるべき普遍の原則である。◆平和国家の道歩む決意 敵基地攻撃能力の保有も核武装論も、その原則を損なう。核武装は核拡散防止条約の破棄を意味し、地域の核武装ドミノを起す。軽々に議論すべきものではない。国民の命と暮らしを守るのは政府の役目であり、地域情勢の変化に対応するのは当然だが平和国家として越えてはならない一線もあるはずだ。安倍内閣は「集団的自衛権の行使」を違憲とする憲法解釈を一内閣の判断で変更して、専守防衛の一線を越えた。この内閣の下で、再び越えてはならない一線を越えることは本当にならないのか。平和主義を堅持する強い決意が私たち一人一人に求められている局面ではないだろうか。☞ 同じ新聞の別の紙面(こちら特報部)でも取り上げられていたが、このような危険極まりない政権が「原爆6000発分」とも云われる大量のプルトニウムを保有しているという。確固たる政策理念のもとに管理されているならまだしも、原子力政策はおろか憲法問題や防衛問題においても先行き不案内ときている。本当にことの重大さが判っているのだろうか。こちら特報部の「デスクメモ」にいわく「解散がほぼ決まった。どんな国で暮らしたいかを考える。老獪で青臭い国。前川喜平さんが浮かぶ。現実主義を口実に米国の核の傘にすがり、核兵器禁止条約にすら反対する被爆国。恥ずかしい。青臭さとは筋道。筋なしの国では到底、国際社会を泳ぎ切れない。」

[2017年9月20日(水)]

○今朝のテレビ朝日、羽鳥慎一モーニングショーは『衆院解散は総理の専権事項か? 解散に大義はあるのか?』

を巡る活発なやり取りが大変興味深かった。出演者はキャスターの羽鳥慎一、アシスタントの宇賀なつみ、レギュラーコメントの玉川徹と浜田敬子、ゲストコメントは田崎史郎と野中尚人(学習院大学教授)の各氏であった。右の写真と以下の骨子は番組のホームページから引用させて頂いた。「憲法には衆議院の解散が規定されており憲法69条と7条に記述がある。69条には、内閣は衆議院で不信任の決議案が可決され、又は信任決議案が否決された時、その決定から10日以内に解散、又は内閣総辞職すると書かれている。この69条を受けての解散は日本では少ないが、世界ではこちらの方が標準だという。7条では、天皇は内閣の助言と承認によって国民のために国事に関する行為を行うとされており、その中で行う国事行為とは、憲法改正、法律、政令及び条約の公布、国会の召集、衆議院の解散などである。憲法上は天皇の国事行為と書かれているが、憲法の3条には天皇の国事行為には内閣の助言と承認を必要とする旨が記載されており、4条には天皇は国政に関する権利を有しないとある。すなわち実質的には内閣に解散権があるということになるが、憲法には、総理は好きなときに解散して良いとは記述されていない。こうした日本の議会制度はイギリスの議員内閣制をモデルにしているが、イギリスでは憲法に明示されていないことについての対処の仕方は常に検討しており、野中氏によれば、不意打ち選挙はしないことになっているとのことである。69条ではなく、7条のみで解散するには余程の理由、すなわち大義が必要なのではないかと新聞などでも指摘されているところである。……



今朝のモーニングショーの一場面。左から羽鳥、田崎、宇賀、野中、浜田、玉川の各氏

実は憲法上、解散は総理の専権事項ではない。実質的に専権事項になったのは、吉田茂氏が1952年8月に「抜き打ち解散」を行ったのが始まりであり、この時は国会を開かず解散したという。これは自由党の鳩山一郎氏と党内抗争を行っていた時代のことで、田崎氏によれば、鳩山氏の勢力を削ぐために行った解散とのことである。当時のマスコミの評価は、朝日新聞社説によれば「イギリスの議員内閣制をとる以上は当然のこと」とのことであった。この1952年以前にも吉田茂は解散しようとしたことがあったが、GHQに69条解散が基本だから7条解散はダメだと止められたという。このとき失職した前議員が7条解散は違憲だと提訴したという。最高裁まで争われたが、最高裁は裁判所の審査権の外にあるとして判断を回避した。判断しないということは違憲ではないと解釈できるため、7条解散は総理の専権事項という解釈が主流になったという。総理は来週(9/25)会見を開いて説明することになっており、まだ、正式には解散とは言っていないという。今の憲法が施行されてから解散は23回あり、7条解散はそのうち19回あるという。イギリスは6年ほど前から好きなときに解散できなくなっている。」要するに、現代の多くの国では首相が国会を抜き打ち解散すると云うのは時代遅れの野蛮な手法であると考えられており、準備が整わない野党からすれば極めて卑怯なやり方であると云わざるを得ない。余程の大義でもあれば別かも知れないが、それは後付けで考えるということのようで政権を代弁しようとする田崎氏とその他のコメントーターとの間で意見が噛み合うことはなかった。野中尚人氏の著書『さらばガラパゴス政治』が面白そうなのでさっそく書店を探してみたが、残念ながら在庫無しとのことであった。

[2017年9月21日(木)]

○昨日からメキシコシティの地震被害のことが気掛かりである。地震の形態に違いはあるが、1985年の地震のことが思い出されてならない。TV報道や新聞報道で凡そのことは知ることができるが、やはりそれだけでは詳細は判らない。東京新聞では『メキシコ地震 32年前と同じ日』と題して、次のように共同通信からのニュースを伝えている。「[メキシコ市=共同]メキシコ中部プエブラ州ラボソで19日に起きたマグニチュード7.1の地震で、同国当局は20日、死者が少なくとも225人に上ったと明らかにした。首都メキシコ市で多数の建物が崩れ、人々が下敷きになった。現地では大勢の市民ボランティアも参加して懸



19日、メキシコ市で、地震で倒壊した学校で救助作業をする大勢の人たち=A.P・共同

命の救助作業が続いた。「ゆっくり引き出せ」。メキシコ市では南部のアパート崩壊現場で、がれきの下から生存者の女性が助け出された。担架に乗せて運び出されると、現場では歓声と拍手が巻き起こった。同市南部の学校も倒壊し、子どもらががれきの下敷きに、一部は助け出されたが、ヌニョ教育相は子ども21人を含む25人が死亡したと明らかにした。現場では行方不明者の救助作業が続いた。[メキシコ市=共同]メキシコでは32年前の同じ日、1985年9月19日にM8.0の大地震が発生し、少なくとも約1万人が死亡した。今回の地震発生の約2時間前には、かつての大惨事を忘れないためメキシコ市内各地で毎年恒例の防災訓練が実施されており、あまりの偶然に驚きが広がった。1985年の地震は午前7時すぎに発生。震源は西海岸で、政府発表では約4万の家屋・建物が崩壊したとされる。32年の節目となる19日、午前11時から行政機関や企業、学校などから数100万人が参加し、地震を想定して17,000以上の建物から戸外に避難する訓練が実施された。マンセラ市長はツイッターで「揺れを感じました。点検作業を始めます」と訓練開始を宣言。皮肉なことに、市長は午後1時すぎに同じ文言を、今度は本物の警告としてつぶやくことになった。」 1985年の時には、我々のグループもメキシコシティの軟弱な地盤構造を調査し、その後の国際共同研究の契機となったことを思い出す。恐らく今回も、多数の専門家が現地調査に赴くことになるであろうが、TV報道を見る限り、建物の壊れ方や脆弱性は32年前と殆ど同じようである。この間の技術的進展が見られなかったのは何故なのか、当地の建築に有効な耐震補強策をどうしたら良いか、是非とも明らかにして頂きたいものである。

○今朝の朝日新聞社説は『森友・加計 どこが「小さな問題」か』と題して、以下のような論説が掲げられていた。「国民から疑念の目を向けられるのはもっとも。その観点が欠けていた」「丁寧に説明を重ねる努力を続けたい」2ヵ月足らず前、加計学園問題をめぐる衆参予算委員会の閉会中審査にのぞんだ安倍首相は、おわびの言葉を重ねた。あれは口先だけだったのか。政権全体の姿勢を疑わざるをえない発言が飛び出した。臨時国会の冒頭で衆院を解散するというのは、森友・加計学園の「疑惑隠し」ではないか。だれもが抱く思いに対し、自民党の二階俊博幹事長が記者会見でこう答えたのだ。「我々はそんな小さな、小さなというか、そういうものを、問題を隠したりなどは考えていない」言いたいことが2つある。まず、森友・加計問題は「小さな問題」などではない。行政は手続きにのっとり、公平・公正に行われているか。権力者である首相との距離によって、分け隔てがあるのではないか。正確に記録を残し、適切に開示して説明責任を果たすという務めを理解しているか。両学園をめぐって国民から噴き出したこれらの疑問は、民主主義と法治国家の根幹にかかわる極めて重いテーマだ。だからこそ、政権の不誠実な対応に国民は怒り、落胆した。それは7月の東京都議選で自民党の大敗をもたらし、内閣支持率の低下を招いた。そのことを早くも忘れ、おごりに転じたと見るほかない。「隠したりなどは考えていない」が真実ならば、堂々と国会審議に応じよ。これが言いたいことの2つ目だ。憲法に基づく野党の臨時国会の召集要求を3ヵ月も放置した末に、衆院解散によって状況のリセットを図る。政権のふるまいと二階氏の発言は、まるでつじつまが合わない。真相解明の鍵を握るとみられながら口を閉ざしたままの人がまだまだいる。首相の「腹心の友」で加計学園理事長の加計孝太郎氏、森友学園の小学校の名誉校長を引き受け、講演もしてきた首相の妻昭恵氏らだ。国会で話を聴く必要がある。記録の開示もまったく不十分だ。内閣府や財務省は「文書はない」「廃棄した」をくり返し、恥じるそぶりも見せない。この国の行政はそんないい加減な官僚によって担われているのか。本当ならばその弊をただすために審議を尽くし、手立てを講じるのが、与野党を超えた立法府の責務ではないか。このままでは「疑惑隠し」の汚名が消えることはない。」 全くその通り、と云う以外に言葉はない。

[2017年9月22日(金)]

○一昨日の羽鳥モーニングショー『衆院解散は総理の専権事項か?』に関連して、今朝の西日本新聞が『制約なき解散権疑問「首相が政局に利用」海外では限定する動き』と題して丁寧な解説を加えているので、以下に転載させて頂きたい。「安倍晋三首相は28日召集の臨時国会冒頭での衆院解散方針を固めた。野党が憲法に基づいて要求した森友・加計学園問題の審議はおろか、所信表明さえないまま選挙戦に突入する。解散権は「首相の専権事項」とされるが、海外では解散権を制限する動きが進んでおり、首相の意のままに解散できる日本の制度を疑問視する声も上がっている。衆院解散は憲法69条と7条で規定。「69条解散」は衆院内閣不信任決議が可決されることなどを要件としているが、戦後23回のうち4回しかない。定着しているのは「7条解散」だ。7条では、衆院解散などの天皇の国事行為が「内閣の助言と承認」によると規定されていることから、内閣が事実上解散権を握ると解釈されている。首相は閣僚の任命権があるため、実質的に首相の一存で解散できることが「専権事項」と

<p>第69条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。</p>	<p>第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のため、左の国事に関する行為を行ふ。 (略)</p> <p>3 衆議院を解散すること。 (略)</p>
--	---

言われるゆえんだ。第3次吉田茂内閣による1952年の戦後初の7条解散では、落選した野党幹部が違憲訴訟を起こしたが、最高裁は、解散には高い政治性があり違憲審査は裁判所の権限外とする「統治行為論」を採用して判断を回避、上告を棄却した。◇2005年、郵政民営化の是非を問う小泉純一郎首相の「郵政解散」や、消費税率引き上げ延期を判断した安倍首相による2014年の「アベノミクス解散」では、いずれも与党が圧勝し、政権基盤の安定をもたらした。ただ、解散が国民に信を問うことより、もっぱら政局を有利に導くために利用されることを危惧する声は根強い。東京工業大の中島岳志教授(政治学)は「首相は解散をちらつかせることで、与党内の異論を封じ、野党をけん制できる。政局のための『装置』になっている」と話す。衆院議員の任期は4年だが、平均すると約2年9ヵ月。引退した自民三役経験者は「頻繁に解散すると、議員は次の選挙に勝つことばかり意識するようになる。国をじっくり考えることから離れてしまう」と、その弊害を指摘する。◇ドイツでは解散権は極めて限定的だ。首相の信任決議案が否決された場合か、下院の首相選挙で3回投票しても総議員の過半数を得た候補がない場合に限定されている。先進国では制約を強める傾向もあり、日本と同じ議院内閣制の英国では、2011年の「議会任期固定法」により、下院の3分の2以上の賛成がなければ解散できなくなった。中島氏は「首相の自由裁量で解散できる国は先進国では特殊だ。野党の賛成もあればできるくらいの制約を加えた方がいい」と提案する。」

☒ 中島氏の考えには全面的に賛意を表したい。それにつけても、それぞれの解散に付されたネーミング(いったい誰が付けるのか)の多彩なことに驚かされるが、今回の解散にはどのようなあだ名が付くのだろうか。“抜き打ち解散”も“死んだふり解散”も新鮮味に欠けるので“今のうち解散”と云うのはどうだろうか。

■ 戦後の衆院解散 ■

1948年12月23日	第2次吉田内閣	なれ合い解散
52年 8月23日	第3次吉田内閣	抜き打ち解散
53年 3月14日	第4次吉田内閣	バカヤロ一解散
55年 1月24日	第1次鳩山内閣	天の声解散
58年 4月25日	第1次岸内閣	話し合い解散
60年10月24日	第1次池田内閣	安保解散
63年10月23日	第2次池田内閣	所得倍増解散
66年12月27日	第1次佐藤内閣	黒い霧解散
69年 12月2日	第2次佐藤内閣	沖縄解散
72年11月13日	第1次田中内閣	日中解散
76年 12月9日	三木内閣	ロッキード解散
79年 9月7日	第1次大平内閣	増税解散
80年 5月19日	第2次大平内閣	ハブニング解散
83年11月23日	第1次中曽根内閣	田中判決解散
86年 6月2日	第2次中曽根内閣	死んだふり解散
90年 1月24日	第1次海部内閣	消費税解散
93年 6月18日	宮沢内閣	うそつき解散
96年 9月27日	第1次橋本内閣	小選挙区解散
2000年 6月2日	第1次森内閣	神の国解散
03年10月10日	第1次小泉内閣	マニフェスト解散
05年 9月3日	第2次小泉内閣	郵政解散
09年 7月21日	麻生内閣	政権選択解散
12年11月16日	野田内閣	近いうち解散
14年11月21日	第2次安倍内閣	アベノミクス解散
17年9月28日?	第3次安倍内閣	——

※ は憲法69条による解散、他は7条解散。■ は国会冒頭での解散

[2017年9月23日(土)]

○今朝の東京新聞社説には『原発・千葉訴訟 論理が後退している』と題する論説が掲載されていた。「津波を予見できた。それは千葉地裁も認めたが、事故を回避できなかった可能性がある。福島第一原発事故の損害賠償を求めた判決は、3月の前橋地裁判決から論理が大きく後退した。残念だ。「不当判決」と原告側弁護士は法廷を出て述べた。それは判決の論理が、原告側が主張したものと全く違っていたからだ。津波と事故の因果関係から、国や東京電力に法的責任があることを明確にすることだ。3月の前橋判決では「地震や津波は予見できた」と認め、1年でできる電源車の高台配備やケーブルの敷設という暫定的対策さえ行わなかった」と東電の対応のずさんさを指摘していた。つまり経済的合理性を安全性に優先させたという構図を描いていた。ところが千葉地裁の論理は異なる。例えば10メートルを超える津波が来ることは予見できたと認めても、当時は地震対策が優先課題だったとする。津波の長期評価には異論もあったから、対策を講ずる義務が一義的に導かれるとはいえない。こんな論法を進めるのだ。判決はさらにいう。仮に原告がいう対策をとったとしても原発事故に間に合わないか、結果的に全電源喪失を防げなかったかもしれない。いずれにせよ原発事故は回避できなかった可能性もある。裁判官がこんな論理を使って、全国各地の原発の再稼働を認めていったらたまらない。原発事故は1回起きてしまったら、もうそこには住めなくなる。放射能がまき散らされて、どんな被害が起きるのか、いまだに不明な状況なのだ。10メートルを超える津波が来る。そんな予見ができたのなら、ただちにその対策をとる。全電源喪失に至らないよう、考えうる万全の備えをする。それが常識ではないか。千葉地裁の論法を使えば、津波が予想されても、別の優先課題があれば津波対策をしなくてもよくなってしまふ。何とも不思議な判決である。福島原発近くに住んでいた人々は、まさか事故が起きるとは思わなかった。平穏な暮らしだった。原告が求めていた「ふるさと喪失」の慰謝料については「事故と因果関係のある精神的損害として賠償の対象となる」(千葉地裁)と述べた。当然である。原発事故の同様の訴訟は全国約30件あるという。1件目が前橋、2件目が千葉だ。被害は広く、継続し、深刻である。不可逆的でもある。裁判官にはその重みを知ってほしい。」さらに同紙千葉地方版では、判決が行われた千葉地裁前から『原発訴訟ドキュメント「国への付度判決」「慰謝料認めた」評価も』との見出しの下に次のように伝えている。「前橋地裁より後退した判決だ」「こんな判決、到底納得できない」一。22日、東京電力福島第一原発事故で福島県から千葉県などに避難した18世帯45人が、国と東電に約28億円の損害賠償を求

めた訴訟の判決。原告側弁護士が「国の責任を否定」などと書かれた垂れ幕を掲げると、地裁前に駆け付けた人たちからは、ため息と判決を疑問視する声が漏れた。(署名記事) 10時 空は厚い雲に覆われ、じめじめした陽気。地裁前に傍聴者たちが列を作り始める。傍聴券の配布場所を案内していた市民団体「千葉県原発訴訟の原告と家族を支援する会」の古小高弘則共同代表(73)は「東電と国の責任を認め、ふるさと喪失慰謝料を認めてもらいたい」と力を込めた。10時40分 予定時間より10分前倒して整理券の配布が始まる。地裁の敷地外まで列ができる。11時20分 傍聴受け付け締め切り。59席の傍聴席に対し、213人が白いリストバンド式の整理券を受け取る。11時半すぎ 抽選結果が判明。4倍近い倍率の中、当選した千葉市中央区の笠原哲夫さん(70)は「まだ国は痛みを感じていない。政府は一人一人に寄り添うと言いながら、原発訴訟では被災者に寄り添っていない」と切り捨てた。12時 地裁前で集会が始まる。15団体の関係者が「国と東電の責任を明確にし、全額の損害賠償を支払う判決が出ると信じている」などと決意表明。勝利を確信するムードに包まれた。13時15分 遠藤行雄原告団代表(84)や弁護士ら約50人が「国と東電は事故の責任を取れ」と記された横断幕を手に地裁前を行進。14時5分 原告側の弁護士2人が、地裁正門で「国の責任を否定」「東電の損害賠償を一部認める」と書いた垂れ幕を掲げる。福島県内の原発訴訟の原告の1人、高橋政勝さん(68)は「とんでもない判決で怒り心頭だ」と話した。14時半 隣接する県弁護士会館で判決集会が始まる。参加者から「怒りを持って受け止めた」「国への忬度判決だ」「ふるさと喪失の慰謝料が認められたのは評価できるし、前進だ」などの声上がる。原告・弁護団は「国も東電も被害者に対して償うに足りる十分な損害賠償を行って、全面的な解決を図るべきだ」とする声明を発表。16時半 原告・弁護団が記者会見。「原発被害者訴訟原告団全国連絡会」の森松明希子共同代表(43)は「判決が国の責任を否定したことは理解しがたく、不当な判断を受け入れることはできないが、東電が負う責任の内容について前進したものと評価する。前橋地裁の判決より後退した部分についてもう一度押し返す取り組みを粘り強く続けていく」と声明を読み上げた。」



福島第一原発事故避難者の集団訴訟で国への賠償請求が退けられ、千葉地裁前で垂れ幕を掲げる原告側弁護士＝千葉市中央区で(東京新聞千葉地方版より)

[2017年9月25日(月)]

- 今朝の東京新聞は『首相の冒頭解散 違憲の疑いはないか』と題する論説を社説に掲げているが、全くその通りと思われるので、今夕の安倍首相の記者会見を待たずに、以下に転載させて頂きたい。「安倍晋三首相が28日召集の臨時国会の冒頭で衆院を解散するという。野党による憲法規定に基づく臨時国会の求めは6月下旬からだ。解散でそれも流れてしまう。違憲の疑いが出てこよう。「権力者が都合のいいときに解散する。過去になかったことではないか」かつて衆院議長をつとめた河野洋平氏は、20日に東京都千代田区の日本記者クラブで語った。加計学園問題などで野党が臨時国会の召集を求めていたことにも触れ「(首相が)一度も丁寧な説明をしないで解散するのは理解できない」と述べた。吉田茂首相の抜き打ち解散をめぐって、1960年の最高裁判決がある。高度に政治性のある国家行為は裁判所の審査権の外にあり、最終的には国民の政治判断に委ねられる。これが首相の解散権の判例である。「審査権の外」だから、首相による解散権の行使は裁判所から自由に行われる。だからといって「法からの自由」ではない。憲法学の泰斗・芦部信喜著「憲法」(岩波書店)には次のように記されている。〈内閣に自由な解散権が認められるとしても、解散は国民に対して内閣が信を問う制度であるから、それにふさわしい理由が存在しなければならない〉政府提出の重要法律案の否決、予算案の否決…、最高裁判決の中でも例示があった。解散権のような権限は本来、権力者が好き勝手に振り回してはいけないものなのだ。成文化されてはいないが「法」に潜むプレーキである。権力の自己利益のための解散は「非立憲」、つまり憲法に基づく政治である「立憲」ではないとみなされる。今回の場合は野党4党が憲法53条を使い臨時国会を6月22日に求めたことがポイントだ。この条文はいずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は臨時会を召集せねばならない。もう3ヵ月もたつ。条文に期限は書いていないが、常識的に考えて合理的期間はとうに過ぎていよう。かつ28日に開かれる臨時国会を冒頭で解散するとすれば、総選挙が行われ、国会審議はますます遠のく。憲法53条に反する疑いが生じてくる。首相の解散権を制約する主要先進国からみれば「乱用」と映るかもしれない冒頭解散劇になる。25日の首相の会見ではしっかりした説明を聞きたい。」
- 毎日新聞は夕刻6時からの安倍首相の記者会見を受けて、号外『消費増税分の使途変更 首相28日解散を正式表明』をライブ配信している。その内容は次のごとくであった。「安倍晋三首相は25日午後6時から首相官邸

で記者会見し、28日に召集される臨時国会の冒頭で衆院を解散する意向を表明した。「生産性革命」と「人づくり革命」を挙げ、2019年10月に予定される消費税率10%への引き上げを前提に「使い道を思い切って変えたい」と強調。今回の解散を「国難突破解散だ」と述べた。自民、公明両党で過半数(233議席)を勝敗ラインに設定した。首相は「税に関わる重大な変更は、国民に信を問わなければならない」と説明。自民党は衆院選で、消費増税分の使途を変更し、国の借金の返済から幼児教育無償化などに振り向ける「全世代型」の社会保障制度を訴える。しかし、財政健全化が遠く可能性があり、与野党論戦の焦点になりそうだ。首相はまた、核実験や弾道ミサイル発射を繰り返す北朝鮮問題に言及し、「国民の信任を得て力強い外交を進めていく」と述べた。学校法人「森友学園」「加計学園」の問題を選挙戦で野党から追及されることを想定し、引き続き「丁寧な説明」に努める考えも示した。東京都の小池百合子知事が新党「希望の党」を結成することについて、首相は「政策を前面に打ち出し、建設的に議論して国民の期待に応えたい」と述べた。」
総理官邸から中継された安倍首相の記者会見を聴いていたが、解散の目的は「消費増税分の使途変更について国民の信を問う」とのことであった。まさか民進党が主張していた教育無償化の問題を、そのまま流用するとは呆れてものも言えない。そんなことならば、せつかく開かれる臨時国会の場で審議すれば良いことで膨大な国家予算を浪費してまで総選挙をする必要はないのではなかろうか。どうしても解散・総選挙をしたいのであれば、論点は「憲法改定の是非」「核兵器禁止条約への加盟の是非」「北朝鮮問題への対応はどうすべきか」「原発再稼働についての是非」それに「森友学園・加計学園問題の決着」などの課題を優先すべきではないだろうか。

[2017年9月26日(火)]

○昨日の安倍首相記者会見から一夜明けて、今朝の朝日新聞社説は『衆院選 大義なき解散「首相の姿勢」こそ争点だ』と題する以下の論説であった。「安倍首相が衆院の解散を表明した。10月10日公示、22日投開票で行われる方向の衆院選の最大の「争点」は何か。民主主義の根幹である国会の議論を軽んじ、憲法と立憲主義をないがしろにする。そんな首相の政治姿勢にほかならない。きのうの記者会見で首相は、少子高齢化と北朝鮮情勢への対応について国民に信を問いたいと訴えた。少子高齢化をめぐっては、消費税率の10%への引き上げを予定通り2019年10月に行い、借金返済にあてることになっている分から、新たに教育無償化などに回す。その是非を問いたいという。だが、この使途変更は政府・与党内でまともに議論されていない。そればかりか、民進党の前原誠司代表が以前から似た政策を主張してきた。争点にすると言うより、争点からはずす狙いすらうかがえる。国民に問う前に、まずは国会で十分な議論をすべきテーマだ。核・ミサイル開発をやめない北朝鮮にどう向き合うか。首相は会見で「選挙で信任を得て力強い外交を進めていく」と強調したが、衆院議員を不在にする解散より、与野党による国会審議こそ必要ではないのか。首相にとって今回の解散の眼目は、むしろ国会での議論の機会を奪うことにある。■国会無視のふるまい 首相は28日に召集される臨時国会の冒頭、所信表明演説にも代表質問にも応じずに、解散に踏み切る意向だ。6月に野党が憲法53条に基づいて要求した臨時国会召集の要求を、3ヵ月余りも放置した揚げ句、審議自体を葬り去る。憲法無視というほかない。いま国会で腰を落ち着けて論ずべき課題は多い。首相や妻昭恵氏の関与の有無が問われる森友・加計学園をめぐる疑惑もそのひとつだ。首相は会見で「丁寧に説明する努力を重ねてきた。今後ともその考えに変わりはない」と語ったが、解散によって国会での真相究明は再び先送りされる。国会を軽視し、憲法をあなどる政治姿勢は、安倍政権の体質と言える。その象徴は、一昨年に成立させた安全保障関連法だ。憲法のもとで集团的自衛権の行使は許されない。歴代の自民党内閣が堅持してきた憲法解釈を閣議決定で覆し、十分な議論を求める民意を無視して採決を強行した。今年前半の国会でも数の力を振り回す政治が繰り返された。森友問題では昭恵氏の国会招致を拒み続ける一方で、加計問題では「総理のご意向」文書の真実性を証言した前文部科学次官に対して、露骨な人格攻撃もためらわない。■議論からの逃走 極め付きは「共謀罪」法案の委員会審議を打ち切る「中間報告」を繰り返しての採決強行である。都合の悪い議論から逃げる政権の姿勢は、今回の解散にも重なる。北朝鮮の脅威などで地域情勢が緊迫化すれば、政権与党への支持が広がりやすい。選挙準備が整っていない野党の隙もつける。7月の東京都議選の大敗後、与党内から異論が公然と出始めた首相主導の憲法改正論議の局面も、立て直せるかもしれない。タイミングを逃し、内閣支持率が再び低下に転じ、「選挙の顔」の役割を果たせなくなれば、来秋の自民党総裁選での3選がおぼつかなくなる……。そんな政略が透けて見える。森友・加計問題とあわせ、首相にとって不都合な状況をリセットする意図は明らかだ。もはや党利党略を通り越し、首相の個利個略による解散といっても過言ではない。森友・加計問題については、自民党の二階幹事長から信じられない発言が飛び出した。「我々はそんな小さな、小さなというか、そういうものを、問題を隠したりなどは考えていない」だが、ふたつの問題が問うているの

は、行政手続きが公平・公正に行われているのかという、法治国家の根幹だ。真相究明を求める国民の声は、安倍政権に届いているようには見えない。 ■数の力におごる政治 安倍政権は2012年末に政権に復帰した際の衆院選を含め、国政選挙で4連勝中だ。これまでの選挙では特定秘密法も安保法も「共謀罪」法も、主な争点に掲げることはなかった。なのに選挙で多数の議席を得るや、民意を明確に問うていないこれらの法案を国会に提出し、強行成立させてきた。きのうの会見で首相は、持論の憲法9条の改正に触れなかったが、選挙結果次第では実現に動き出すだろう。もう一度、言う。今回の衆院選の最大の「争点」は何か。少数派の声に耳を傾けず、数におごった5年間の安倍政権の政治を、このまま続けるのかどうか。民主主義と立憲主義を軽んじる首相の姿勢が問われている。」

○同じく『衆院28日解散 「安倍政治」への審判だ』と題する東京新聞社説は次のように論じている。「安倍首相が臨時国会冒頭の衆院解散を表明した。総裁として率いる自民党の政権復帰から5年近く。「安倍政治」に国民が審判を下す機会としたい。28日に召集される臨時国会の冒頭、衆院が解散され、衆院選が10月10日公示、22日投開票の日程で行われる。4年の任期のうち2年9ヵ月がたつ。前例によれば、いつ解散があってもおかしくない時期だが、やはり、なぜ今、という素朴な疑問は残る。共同通信社の全国電話世論調査で、この時期の解散に64.3%の人が反対している。 ◆消費税を大義に掲げ 首相はきのうの記者会見で、衆院解散の理由に、消費税率10%への引き上げで増えた税収の使い道を見直すことを挙げ、「国民との約束を変更し、重い決断を行う以上、速やかに国民の信を問わねばならない」と述べた。また、核・ミサイル実験を繰り返す北朝鮮に毅然と対応するため「選挙で信任を得て、力強い外交を進める」と強調した。首相自ら「国難突破解散」と名付けた。それらは重要な問題ではある。特に、議会制民主主義の成り立ちにかかわる税金の使い道は、選挙で信を問うべきものではある。とはいえ、任期を1年以上残す段階で、急いで解散する大義としては、根拠薄弱の感は否めない。むしろ、民進党の混乱や小池百合子東京都知事が関与する国政新党の準備が整わないうちに解散に踏み切った方が自民党に有利との判断があるのではないか。内閣不信任決議案の可決や信任決議案の否決に関係のない衆院解散について、歴代内閣は「内閣の助言と承認」により天皇が衆院解散などの国事行為を行うと定めた憲法7条を根拠としてきた。 ◆憲法軽視の審議封じ 7条解散は慣例化しているとはいえ、政権与党の都合による衆院解散には「解散権の乱用」との批判がこれまでもあった。解散はやはり、政府提出の予算案や重要法案が否決された場合や国論を二分する問題が生じたときに限るべきではないか。解散権の制限が法律で可能かどうか、まず検討すべきであろう。むしろ問題は、冒頭解散だ。臨時国会の召集は「森友」「加計」両学校法人をめぐる問題と安倍首相らとの関わりを解明するため、野党側が憲法53条に基づいて求めていたものだ。安倍内閣は閉会中審査に応じたとはいえ、召集要求を3ヵ月も放置した上での冒頭解散である。首相は会見で「憲法上問題はない」と強調したが、憲法軽視との誹りは免れまい。解散するにしても、せめて首相の所信表明演説や各党代表質問、委員会質疑などの審議後にすべきではなかったか。首相自身、選挙戦での厳しい追及を覚悟しているようだ。選挙を経たといっても帳消しになるわけではない。政治と行政との関係の根幹に関わる問題だ。衆院選後も引き続き国会で真相解明に努めるべきは当然だろう。衆院選は各党・候補者が政策を競うと同時に、政権与党にとっては実績評価の選挙でもある。安倍政権は6月閉会の通常国会終盤、「共謀罪」の趣旨を含む改正組織犯罪処罰法の成立を強行した。2014年12月の第3次内閣発足後に限っても、集団的自衛権の行使を可能にする安全保障関連法の成立強行など、強硬な政権・国会運営が目立つ。今回の衆院選では、消費税の用途変更などの政権公約と同時に、安倍内閣の政治姿勢全般、いわゆる「安倍政治」についても、その是非が問われるべきであろう。首相が会見で憲法改正に言及しなかったことが気掛かりだ。断念したのなら一つの判断だが、公約には明確に掲げず、選挙後に強引に進めるのは国民を欺く行為だ。引き続き改憲を目指すのなら明確に語り、判断を仰ぐべきである。野党共闘の行方とともに衆院選結果を大きく左右しそうなのが、小池氏が代表として率いる国政新党「希望の党」の動向だ。東京都議選大勝の勢いに乗り、国政にも新しい風を吹かせたいのだろう。 ◆「小池新党」見極めて しがらみのない政治や徹底した情報公開、女性活躍政策などを掲げるが、急造新党が国政を託すに足るかどうかが、安倍自民党との距離をどう保つのかなどを、慎重に見極める必要がある。政権選択選挙とされる衆院選である。多少手間がかかっても、各党・候補者の公約を比較し、貴重な一票を投じたい。自分の考えに合致する投票先が見当たらなかつたら「よりました」と考える政党や候補者に託すのも一手だろう。棄権や浅慮の「お任せ民主主義」ではなく、自らの意思を示すことだけが政権の在り方を決める。私たち有権者の責任でもある。」 ☒ 安倍首相の記者会見より先に、突如として記者会見を開いた小池百合子氏の発言には驚かされた。これまで準備を進めてきた若狭氏や細野氏に事前連絡もなく、それらの準備内容をリセットして、しかも自分が代表になると云う。彼らの準備状況がまどろっこしくて見ていられないと云うことであろうが、携帯電話が壊れていて連絡できなかったと弁明せざるを得なかった若狭氏こそ気の毒であった。小

され、結局、国民全体で穴埋めしていくことになる。この上新たな事故が起きればどうなるか。民間の保険の支払い限度は、一原発1200億円だ。補償がなされる保証はない。そしてさらに、福島事故の原因は未解明、日本は世界有数の地震国…。今、東電に原発運転の適格性を認めるということは、国民の目線で見れば、納得のできるものではない。不安と不信はなお募る。九州電力川内原発などの時とは違い、新潟県の米山隆一知事は「福島第一原発事故の県独自の検証に3～4年はかかる。それまでは(再稼働を)認めるつもりはない」との立場を崩していない。◆審査体制の再構築を そう、今回、はっきりしたことが2つある。一つは、規制委の審査適合は再稼働の合格証ではないということ。このことは規制委自体も「安全を保証するものではない」(田中前委員長)と示唆してきた。もう一つは、原発事業者の適格性や安全文化を審査するには、技術者ばかりの規制委の現陣容では不十分だということだ。指針づくり、法整備に加えて、審査体制の再構築が必要になったということだ。」☞ 昨日の新聞報道によれば、福島第一原発の事故収束に向けた中長期ロードマップ(工程表)を改定し、1,2号機のプールに保管中の使用済み核燃料の取り出し開始時期を3年遅らせるとのことであった。使用済み核燃料の取り出しですら、これほど困難であるとすれば、熔融核燃料(デブリ)の取り出しなど先のまた先で、「廃炉をやり遂げる」ことなど不可能に近いのではなからうか。規制委の前委員長の発言とされる「福島の廃炉をやりきらなければ、柏崎刈羽を動かす資格はない」は至極当然のことと思われる。

[2017年9月29日(金)]

○今朝の西日本新聞によれば『「一本足」の櫓いったん解体へ熊本城 石垣復旧後に再建』とのことで、震災後の熊本の象徴となっていた“奇跡の一本石垣”は見納めとのことである。

「熊本市は28日、熊本地震で被災し「一本足」状態の石垣に支えられて倒壊を免れた熊本城飯田丸五階櫓について、櫓をいったん解体して石垣の復旧工事を進める方針を明らかにした。櫓をそのまま移動させる「曳家(ひきや)」の技法も検討したが、櫓や石垣が損壊する恐れがあると判断した。熊本城保存活用委員会文化財修復検討部会に方針を示した。市によると、櫓全体がゆがんでおり、移動作業時の負荷に耐えられない恐れがあるほか、櫓底部の被災状況からも曳家の技法は適さないという。解体した櫓の部材は城内に保管し、石垣の復旧後に組み立て直す。市は年内にも解体に着手し、2023年度中の完了を目指す。」☞ 残念ながら右の写真の角度



石垣の復旧工事のため一時解体される熊本城の飯田丸五階櫓
=28日午後、熊本中央区(9月29日付け西日本新聞より)

から一本石垣は見えない。本サイト「折々のトピックス(2016.8.18.)」を参照されたい。

[2017年9月30日(土)]

○昨日の朝日新聞に掲載されていた『原発「津波にびくともしない」福島事故後も伊方でPR』と題する記事を以下に転載させて頂く。「「津波などにもびくともしない」と原発について説明するクイズの解説画面=愛媛県伊方町四国電力伊方原発(愛媛県伊方町)の安全性をPRする県の施設が、東京電力福島第一原発の事故後も6年半にわたり、原発全般について「津波などにもびくともしない」「爆発する事はない」などと解説する展示を続けている。県は「一部が現状にそぐわない」として今年度中に展示内容を改善するという。施設は、伊方原発から約4キロ東の伊方町湊浦にある「県伊方原子力広報センター」。県が「原子力発電の正しい理解を深めるためのふれあい広場」として1982年に設置した。四電、県、町が共同出資した公益財団法人が運営し昨年度は近くの小学校の児童ら1761人が訪れた。入り口近くの「情報サロン」には、原発についてクイズなどで学べるタッチパネル式モニターが2台ある。「もし大地震などがおきたら、原子力発電所はどうなるでしょう」という設問は、「1.そのまま発電する」「2.万一の事故が発生しないよう、原子炉は自動的にとまる」「3.大地震であればこわれてしまう」の選択肢から2を選べば「正解」。「地震・台風・津波などにもびくともしないがんじょうな建物」「最大の地震を考えた設計」などと解説が付く。「原子力発電所は、原子爆弾のように爆発するのでしょうか」の設問は「1.使いかたを間違えると爆発する」「2.決して爆発する事はない」「3.原子炉が古くなると爆発する事がある」の2が「正解」だ。現実には福島第一原発は電源喪失などで炉心を冷やせず、核爆発ではないものの、炉心熔融や水素爆発を起こして大破した。センターは1年ほど前からタッチパネル下に「更新準備中で、一部現状と異なる記述がございます」と貼り紙をしているが、何がどう

異なるのかは説明していない。県原子力安全対策課の担当者は取材に対し、「正しい情報もあり、ある程度は見てもらった方がいいという判断」としながら、今年度中に内容を更新すると説明。別の設備更新と合わせた費用約50万円には電源三法交付金を充てるという。センターでは福島事故後、伊方原発の安全対策を紹介する展示パネルを追加。「100ミリシーベルト以下で実際のがんや遺伝性の障害が起こった、ということは、これまで確認されていない」などと説明する映像プログラム「いま知りたい からだと放射線」（日本原子力文化財団制作）も上映している。商用原発13基（3基は廃炉決定）がある福井県にも「原子力の科学館あつとほうむ」（敦賀市）がある。来館者が中性子になりきり、「ウラン235」に見立てたランプを踏んで核分裂反応の原理を学べるゲームなどがあり、年間約17万人が来館。福井県によると、撤去や見直しが必要な展示物はないという。（署名記事）
☞ 福島第一原発事故の教訓が全く生かされていないことに驚くが、伊方原発が置かれている特殊事情（中央構造線が間近かに位置していることや、避難行動の困難さに問題があること）について近隣住民に周知していないとすれば、いったい何のための県の施設なのか。

- 今朝の東京新聞“筆洗”からも引用させて頂きたい。「政府を批判しただけで、厳しく弾圧されたソ連であっても、憲法では表現や言論の自由は一応、認められていた。だから、米国では、こんな皮肉が語られた。「合衆国憲法とソ連憲法の違いは…ソ連憲法は言論、集会の自由を保障する。米国の憲法は、言論の後の自由も、集会の後の自由も保障する」▼発言した「後」の自由が保障されていなくては、自由など空虚な看板。そして「後」と同じように保障されなくてはならぬのが、言論の「前」の自由だ。世界人権宣言は19条で、こううたっている▼くすべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により…情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む▼真の言論の自由のためには、前提条件として、情報などを求め、受ける自由がなくてはならぬ。「知る権利」はそれほど重いものなのだが、この国ではどうだろう▼知る権利を害すると懸念された特定秘密保護法は、強行採決された。行政が歪められたのではないかと指摘される森友・加計問題では、真相究明になくなくてはならぬ公の記録は「ない」「廃棄された」と、官僚らが平然と言い放っていた▼疑惑の追及を封じ込めるかのように、衆院は唐突に、解散された。おととい28日は、「世界知る権利デー」だったのだが。」

2017年9月30日

文責：瀬尾和大